

2022年度賃金引き上げ諸労働条件改善要求申し入れ!

本部は第8回中央委員会の議論を経て、「2022年度賃金引き上げの要求」「諸労働条件改善要求」を2月14日に会社へ申し入れを行ないました。

2022年度賃金引き上げ

1 賃金引き上げについて

- (1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とすること。
- (2) 2022年4月1日の基本給を改定し、その改善額は1,000円とすること。

2 雇用について

- (1) 社員及びグループ会社社員の雇用を約束すること。

3. 回答期限

- (1) 上記申し入れに対する回答期限を、令和4年3月18日までにすること。

諸労働条件改善

1 就業関係

- (1) 特別休日の付与日数（第57条第2項）
現行、「年間62日付与」を「年間65日付与」と改正すること。
- (2) 年次有給休暇 使用単位（第83条第1項）
半日単位の使用について、請求手続（第84条第2項）について、前日までとすること。また、時間単位の取得を可能にするなど、制度の運用改善を図ること。
- (3) 保存休暇の使途（第87条第2項）
保存休暇の使途について、該当する各号を削除し、使用使途の制限を緩和（撤廃）すること。

2 賃金関係

- (1) 昇給係数について（第22条の3）
昇給係数の上限を撤廃すること。
- (2) 割増賃金について（第327条）
割増賃金の単価を平日・B単価を140/100へ、D単価を150/100、E単価を160/100へそれぞれ引き上げること。
- (3) 出向手当（第214条）
60歳未満の出向者に対し、若年出向手当を支給すること。また、特にグループ会社社員の指導育成にあたる出向社員に対しては指導教育手当を支給すること。

3 退職手当関係

- (1) 退職手当の算定基礎給となっている第二基本給を廃止すること。
- (2) 定年退職日を翌年の7月に統一すること。
- (3) 定年年齢を65歳とするとともに、希望者には70歳まで働く環境を整備すること。

4 その他

- (1) ワクチン接種に係る勤務の取扱い（2021年5月24日本人第168号）
ワクチン接種日以降7日以内（接種日を含む）に副反応があり正常な勤務が困難な場合2日の勤務免除ができることとすること。

「会社と共に」から、社員と会社を守る労働組合を創造しよう!